

# 令和6年度 建災防本部安全衛生表彰の申請について

標記表彰について、会員からの申請受付を行います。「優良作業所」「安全衛生功労者」「功績者」等に認定された皆様は、今年10月3日(木)・4日(金)に開催される「創立60周年記念全国建設業労働災害防止大会 in 東京」(会場：東京ビックサイト他)の総合集会(10月3日)において表彰されます。

表彰申請は、**建災防兵庫県支部 各分会へ** 4月3日(水)までに報告してください。

※申請は、エクセル様式(データ)での報告をお願いします。

(様式は、お手数ですが、別添のものを枠組み、記載事項等変更せずに使用してください)

## ==== 本部・安全衛生表彰申請について =====

建設業において安全及び衛生について優良な作業所等及び功績等のあった個人の方々について本部表彰の申請を受け付けています。

また、事業場表彰の申請基準の「工事現場を対象とする請負金額」等については同封の表彰基準のとおりです。その基準等を参照にして申請方お願いします。

表彰規程は以下のとおりです。表彰

基準をご参照のうえ、該当される方で表彰申請される方は表彰申請様式に必要事項をご記入の上、4月3日(水)までに所属分会にご提出をお願いします。

是非、この機会に表彰基準に該当される方は積極的に申請してください。

(申請書は分会事務局までご連絡を)。

その他、本部表彰申請についてのお問い合わせ等は支部か分会事務局にご連絡ください。

※優良賞につきましては、令和6年3月31日までに完工する工事現場が対象のため、提出期限まで日がありませんが何卒よろしくお願い致します。

## 表彰規程(本部) 抜粋

- 第1条 この表彰は、建設業における労働災害の防止に著しく貢献した会社、工事現場、団体及び個人について、会長が表彰状を授与して行う。
- 第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。  
① 安全栄誉賞 ② 優良賞 ③ 功労賞  
④ 功績賞 ⑤ 善行賞
- 第3条 安全栄誉賞は、建設業における労働安全衛生の推進向上に尽くし、その業績が極めて顕著で、他の模範と認められる個人に対する表彰とする。
- 第4条 優良賞は、労働災害の防止に優秀な成績を収め、我が国の建設業における安全衛生水準の向上に著しく貢献した会社、工事現場及び団体に対する表彰とする。
- 第5条 功労賞は、永年にわたり建設業に関する安全衛生運動に尽くし、わが国の安全衛生水準の向上発展に功績があった個人に対する表彰とする。
- 第6条 功績賞は、建設業に関する安全衛生活動を活発に実践し、地域又は関係事業場の安全衛生水準の向上に功績のあった個人に対する表彰とする。  
功績賞には職長表彰も含む。
- 第7条 善行賞は、作業現場における異常事態の発生に際し、適切な措置により人命を救助した者等に対する表彰とする。

